

# 『滋賀県流域治水の推進に関する条例』

## にかかると組について

令和元年8月22日

滋賀県土木交通部流域政策局

# 流域治水条例ができるまで

平成19年～平成21年	流域治水検討委員会(行政部会、住民会議、学識者部会)で流域治水政策について検討
平成23年4月	流域政策局設置
平成24年2月 ～平成24年3月	県議会において「滋賀県流域治水基本方針」可決
平成24年9月 ～平成25年8月	「地先の安全度マップ」公表
平成25年9月16日	台風18号襲来
平成25年9月18日 ～10月11日	県議会「滋賀県流域治水の推進に関する条例」条例案を提案 継続審議
平成26年3月24日	県議会 再提案された条例案を可決
平成26年3月31日	条例公布・施行

# 滋賀県が進める「流域治水」

～地域性を考慮した総合的な治水対策の展開～

## 目的

- ① どのような洪水にあっても、人命が失われることを避ける(最優先)
- ② 床上浸水などの生活再建が困難となる被害を避ける

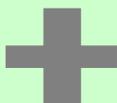
## 手段

川の中の対策だけではなく、「ためる」「とどめる」「そなえる」対策(川の外の対策)を総合的に実施する。

河道内で洪水を安全に流下させる対策  
(これまでの対策)

ながす

河道掘削、堤防整備、  
治水ダム建設など



流域貯留対策  
(河川への流入量を減らす)

ためる

調整池、森林土壌、水田、ため池  
グラウンドでの雨水貯留など

氾濫原減災対策  
(氾濫流を制御・誘導する)

とどめる

輪中堤、二線堤、霞堤、水害防備林、  
土地利用規制、耐水化建築など

地域防災力向上対策

そなえる

水害履歴の調査・公表、防災教育  
防災訓練、防災情報の発信など

# 河川で「ながす」対策

## 条例（第9条）

- 条例では『基幹的対策』として位置付けている
- 河川整備・維持管理を計画的・効果的に実施
- 河川整備率 約56%

整備後



▲安曇川 堤防強化

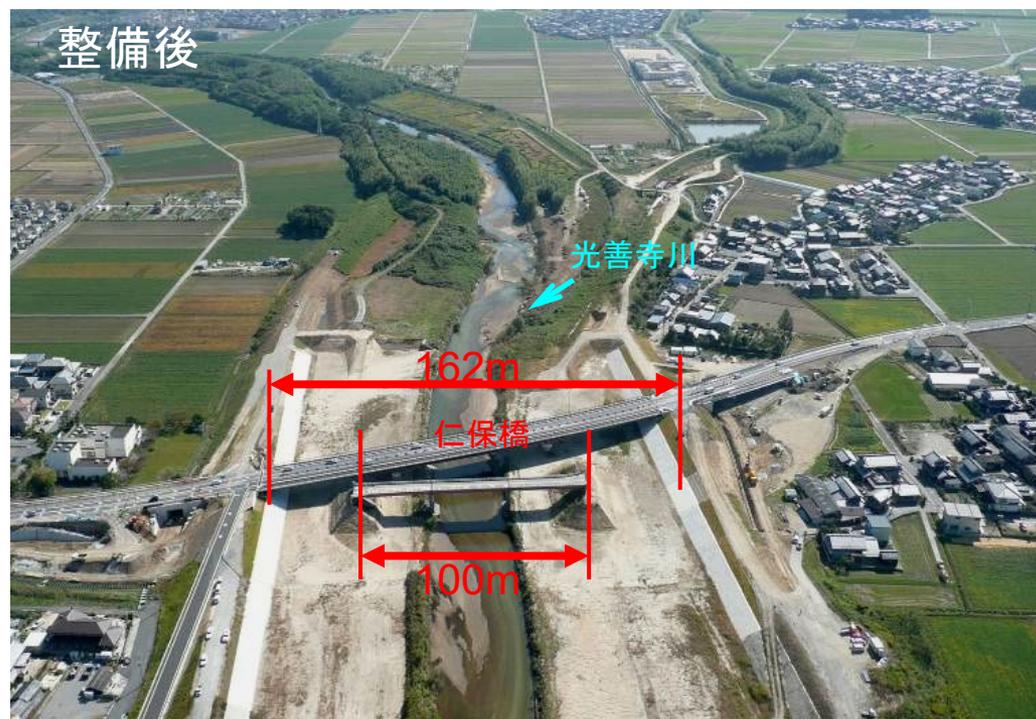
整備前



▲日野川 河川改修



整備後



# 雨水を「ためる」対策

## 条例（第10,11条）

○森林や農地において、雨水の貯留浸透機能を確保

○建物、公園、運動場などにおいて、雨水の貯留浸透機能を確保



間伐による森林保全  
(長浜市)



農地保全（東近江市）



▲高時小学校(長浜市)  
ビオトープ兼用の雨水貯留施設

# 被害を最小限に「とどめる」対策

## 条例（第13～25条）

○安全な土地利用や住まい方の誘導

- ・浸水警戒区域における建築物の建築の制限等

※指定状況

H29 米原市村居田

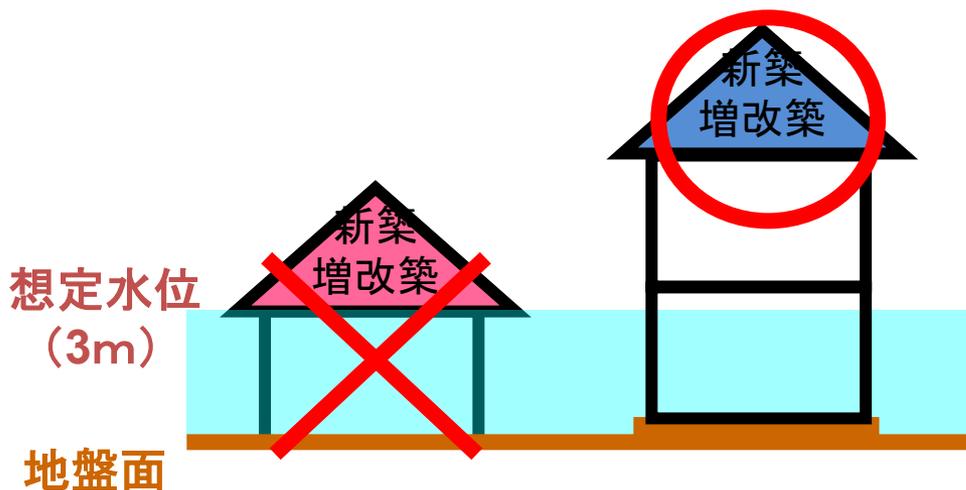
H30 甲賀市信楽町黄瀬



○2階建て家屋は避難空間を確保

×平屋家屋は軒下まで水没  
×逃げ遅れた場合、命にかかわる

近江八幡市水荃町 昭和34年伊勢湾台風



- ・10年確率で、床上浸水が想定される区域は、原則市街化区域に編入不可

# 水害に「そなえる」対策

## 条例（第30～34条）

○県は、浸水被害を回避・軽減するための調査研究、教育訓練等に努める

- ・水害に強い地域づくり協議会
- ・出前講座・水害履歴調査



説明は以上です。

ご清聴ありがとうございました。